

令和元年 第 11 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 11 月 27 日 (水) 午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第26号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議第27号	多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について	1件
報第19号	農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について	1件
報第20号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	

15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第 11 回農業委員会総会を開会する。
 本日は 18 番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので 16 名中 15 名の出席。
 従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席が
 あるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、12 番 奥村優子 委員、13 番 日比野敏夫 委員の両名を議
 事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申
 請に対する意見について」を上程する。議第 26 号について事務局から説明を願
 う。

事務局 申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番
 地の■■、■■■■■■■。譲受人、名古屋市守山区大森八龍二丁目 717 番地、有
 限会社アイ、ジー。土地は大藪町円田■■■■番■■、畑、現況宅地、165 m²。
 転用目的は進入路及び駐車場。現況は草木が生い茂っている、隣接地と一体化
 で利用予定。始末書提出。

議長 それでは議第 26 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

14 番 譲渡人は 90 歳以上の高齢で施設入所中。現在管理している妹の夫も高齢
 のため耕地としての管理ができないため、隣接する宅地を含め譲受人に売買予
 定。譲受人は太陽光発電販売の会社だが、この土地は駐車場及び資材置場とし
 て利用する。今後は未舗装のまま土地をフラットにするとのこと。雨水につい
 ては地下浸透と側溝排水で問題なく、隣接関係者も承諾済みである。

議長 何か発言はないか。他に発言がないので、議第 26 号について採決を行う。
議第 26 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 26 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 27 号「多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について」
を上程する。議第 27 号について事務局から説明を願う。

事務局 国が作成する「農地法の運用について」では、農業委員会は
利用状況調査の結果農地として管理が見込めない土地について、非農
地判定をして農地台帳を整理すべき内容があるが、実際は多くの市町
の台帳整備が進んでいないため、国・県から推進すべき通知が来た。
このため、これに基づいて改正を行う。

内容としては、調査結果の現況が明らかに農地ではない土地を、事
務局長専決で「非農地判断」できるようにする条文を、農業委員会事
務局規程第 6 条第 3 項第 3 号に加える。

議長 それでは議第 27 号について、意見があれば発言願う。

4 番 ひとつは事務局長専決事項になった場合、総会では報告事項となるのか、
議決事項になるのか。もうひとつは非農地判断をした場合の土地所有者のメリ
ット・デメリットを伺いたい。

事務局 ひとつ目について。もともとは議決の要件にあり、法改正で議決しな
くてもいい案件となったが、国は議決するのが望ましいとしている。ただ現況
が明らかに農地ではない土地で、農地台帳に残っているものが多くあるため、
非農地判断の申し出があり、現場確認した結果、事務局が農業委員会の議決に
諮るとしたものの以外を非農地と判断できる専決事項を加えた。議決に諮るべき
案件は引続き議案として提案する。

ふたつ目について。所有者のメリットは、明らかな非農地の判断を専決で行
うことで、議決を待たず通知されること。デメリットとしては、議決であがっ
てこないのが、委員としてはわからないこと。

4 番 非農地判断がされると、農地転用の手続きは必要なくなるか。

事務局 所有者での法務局の手続きは必要。

4 番 登記がされると、課税状況はどうなるのか。

事務局 税務課では現況課税されているので、登記地目が変わることにより実態に近くなる。

4 番 夏に委員が農地パトロールを行うが、その結果で判断されるのか。

事務局 現地は改めて事務局で確認する。委員が非農地判断した地番については総会の議題で諮る。

16 番 判断の物差しは。

事務局 ひとつとして、長年耕作放棄され木が生い茂っていることなどがある。

16 番 それでも農地として管理したいとの要望があった場合は。

事務局 非農地判断の依頼は、所有者が窓口相談にくる場合がほとんどなので、所有者の意向を伺いながら、継続的な耕作ができるかで判断する。ただし機械を入れないと農地に戻せないものは非農地判断としたい。また、税金対策で非農地の土地を農地に戻すことは、耕作しない可能性が高いためご遠慮願う。

13 番 農地パトロールで、昔から家が建っているが登記簿上は農地、現況は宅地という土地が多くあった。これは非農地判断としていくこととなるのか。

事務局 現況宅地などの違反転用については非農地判断ではなく、始末書等を添付して転用の手続きしてもらおう。非農地判断のするものとして、①過去に転用許可済で登記の地目変更を行っていない土地、②現況が20年以上農地以外で使われていたことが確認できる土地、③申出と農地パトロール結果で非農地と判断できる土地、④現況が山林原野で、開墾程度の手入れをしないと農地に戻せないような土地がある。このうち④については今のところあまり行っていないため、これを進めるための一部改正となる。

1 番 次回で良いので、説明した内容を紙資料で配布してほしい。

事務局 よくある事例は、所有者が窓口に来られ、過去に農転しているのに法務局での地目が農地のままで変更がされていない土地という場合がある。相続人などは、転用手続きをしていたことを知らないことが多い。この場合、事務局専決で判断できると、法務局での地目変更手続きまで簡略化できる。

13 番 何十年も法務局への手続きがされていないと、法務局では農地でも、税務課の現況調査では農地以外になっている土地が多い。固定資産税の変更申請の時効は 5 年だったと思うので、現況が農地以外で課税されていても遡る期間は限られている。非農地判断の届出で、現況が異なっても農地で管理したいという事例はあるか。

事務局 申出で来る場合はまずない。ほとんどは転用手続きをしたのに、法務局の登記が変わっていない場合になる。

議長 過去に受けた転用許可の紙を紛失したことが多い。古いものでも見つければ書類の時効はないので、法務局の地目変更手続きは行政書士を頼まなくても簡単にできる。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 27 号について採決を行う。議第 27 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 27 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 19 号「農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について」を上程する。報第 19 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 この案件は次の報告事案の前段となるもの。賃貸人、■■■■市■■■町■■■番地、■■■■。賃借人、■■■■市■■■町■■■番地、■■■■。申請地は笠原町中原■■■番、田、823 m²。平成 6 年に利用権設定で賃貸借契約したものを合意解約するもの。

議長 報第 19 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 19 号の報告を終了する。

次に、報第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 20 号について事務局より説明を願う。

事務局 6 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■番地、■■■
■■。譲受人、■■■市■区■■■丁目■番の■■、■■■■。土地は
笠原町中原■■■■番、田、823 m²。転用目的は太陽光発電装置の設置。
先ほどの報告事案に関して転用するもの。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■番地、
■■■■。譲受人、多治見市小名田町 3 丁目 152 番地、株式会社マル
若商店。土地は小名田町 1 丁目■■番、畑、462 m²。転用目的は露店駐
車場。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■県■■市■■■丁目■■番地の
■■、■■■■。譲受人、多治見市宝町 4 丁目 45 番地、有限会社クノ
工務店。土地は宝町 12 丁目■■番、田、現況雑種地、152 m²、■■番、
田、現況雑種地、198 m²、計 350 m²。転用目的は共同住宅。一部は土が
入った状態のため始末書提出。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人一人目、■■■市■区■■■丁目■■
番地の■■、■■■■。土地は笠原町中芝■■■■番■、田、261 m²。
譲渡人二人目、東京都■■■区■■■丁目■■番地の■、■■■■
■。土地は笠原町中芝■■■■番■、畑、現況宅地、6.61 m²。計 267.61
m²。譲受人、■■■県■■■市■■町■丁目■■番地の■■、■■■■。
転用目的は集合住宅。昭和 49 年頃から宅地、現在は更地の隣接地を含
め、一体化利用する。内容は始末書と同内容である経緯書を提出。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町 2415 番地、■■■
■■。譲受人、多治見市笠原町 2464 番地の 9、笠原自動車株式会社。
土地は笠原町厩ヶ洞■■■■番、畑、79 m²、■■■■番、畑、122 m²、
計 201 m²。転用目的は自動車販売店の駐車場。対象地と県道の上に土
地があり、一体化利用する。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■県■■■市■■町■■番地の
■■■、■■■■外 2 名。譲受人、■■■市■■■町■■丁目■■■

番地の■、■■■■。土地は市之倉町■■丁目■■番■、田、現況山林、133 m²。転用目的は倉庫敷地。

議長 報第 20 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 20 号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。
その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 12 月 25 日水曜日の午後 2 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。
以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 11 月 27 日

議事録署名

12 番

13 番

議長